

2022年度 千葉市ドローン活用推進事業(民間支援型) 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

千葉市は、2016年1月の国家戦略特区指定を契機に、ドローンを始めとする近未来技術の社会実装に向けた取り組みを進めています。

その一環として、2018年度より、行政の効率化、市民理解の促進及びドローン産業の集積を目的に、本市の業務にドローンを活用する業務発注を開始するとともに、昨年度からは民間事業者が抱える人手不足、施設等の老朽化等の課題に対し、ドローンを活用することによる業務効率化や省力化等に資する事業への財政支援を実施しております。

今年度は民間事業者の業務効率化等を目的としたドローン活用に加え、ドローンに対する社会受容性の向上等を図るため、市民や来訪者等向けにドローンを活用したサービスを提供する事業への財政支援も実施します。

2 事業概要

(1) 支援内容

①ドローン活用への財政支援（補助金の交付）

- ・補助金の交付 「千葉市未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」のとおりのとおり
- ・補助額 1件あたり700,000円を上限とする。
- ・補助率 補助対象経費の2/3以内とする。

②ちばドローン実証ワンストップセンターによる実証実験の支援（地域住民、関係団体及び関係省庁等のステークホルダーとの協議・調整、実証に係る各種相談支援）

③国家戦略特区制度（地域限定型規制のサンドボックス制度）の活用

(2) 事業実施期間 提案採択後、補助金交付決定の日から原則として令和5年2月末日まで

(3) 採択件数 2件程度

3 公募要件等

(1) 公募要件

①実施内容（A類型・B類型のいずれかを選択すること）

【A類型】

- ・ドローンを活用した業務効率化や省力化等に資する事業であること。
- ・提案者は、ドローン関連事業者を共同提案者として、連携を行うこと。
※「ドローン関連事業者」は、ドローンを活用し事業を行う事業者であって、主たる業務・所在地は問わない。
※提案者のみでの応募は認めない。
- ・提案者は、業務効率化等を行おうとする施設等を千葉市内に所有又は管理していること。
※「施設等」はドローンにより業務効率化等が見込める規模を有し、建造物の他、土地等も含む。
※管理の場合、所有者に了解を得ていること。
- ・業務効率化等を行おうとする施設等において、ドローンを活用した同一又は類似の事例がないこと。

【B類型】

- ・ドローンを活用した観光コンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及、ドローンに対する社会受容性の向上に

資する事業であること。

- ・主に市民や来訪者向けに体験又は見学が可能なドローン活用サービスを提供すること。
- ・提案者は、ドローン関連事業者を共同提案者として、連携を行うこと。
 - ※ドローン関連事業者とサービス提供事業者が同一の場合、単独での提案も可能。
- ・サービス提供場所において、ドローンを活用した同一のサービス提供事例がないこと。

②対象事業者

- ・千葉市内でドローンを活用した業務等を実施する企業等（業種は問わない）
 - ※A類型は千葉市内に本社又は事業所を置く企業等に限る。
 - ※「企業等」とは、民間企業、大学、研究機関その他団体（以下、「事業者等」という。）のことをいう。
- ・提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは業務実施までに確実に受けること。
- ・業務の実施にあたり、本市との打合せなどに適切・迅速に対応できる事業者等であること。
- ・業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。
- ・実施する業務内容、飛行レベル等に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。
- ・要綱第3条に掲げる要件を満たすこと

③実証地域

- ・千葉市内
 - ※A類型の場合は千葉市内で提案者が所有又は管理する施設等。

④その他特記事項

- ・事業で得られたデータ等の検証及びその検証データを市に提供すること（企業の秘密に関する事項を除く）
- ・サービス提供による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。
- ・市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ飛行・事例発表等による普及啓発等に協力すること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑥ 事業者が所在する都道府県の都道府県税を完納していない者
- ⑦ 市町村民税又は特別区民税を完納していない者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑨ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

実施要領の配布、参加意向申出書の受付	令和4年 7月26日(火) から
質問書の受付	令和4年 8月 9日(火) まで
質問書の回答	令和4年 8月12日(金) (予定)
参加申込・企画提案書の受付	令和4年 8月24日(水) まで
プレゼンテーション審査	令和4年 8月末頃
審査結果通知	令和4年 9月上旬

(2) 質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

①受付期間 令和4年 8月 9日(火) 午後5時まで

②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書(様式第1号)を提出してください。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けません。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

③回 答 質問に対する回答は令和4年 8月12日(金)までに千葉市ホームページに掲載する予定です。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

(3) 参加申込について

下記書類を提出してください。なお、様式第6号～第10号及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同提案者含む)が判明・特定できる表現(社名やロゴ等)を一切使用しないでください。

- ①提出書類
- ア 様式第2号 企画提案参加申込書(正本1部)
 - イ 様式第3号 共同提案者(ドローン関連事業者)一覧表(正本1部)
※連携するドローン関連事業者について記載してください。
※B類型において、提案者とドローン関連事業者が同一、かつ単独で提案する場合は提出不要です。
 - ウ 様式第4号 委任状(正本1部)
 - エ 様式第5号 誓約書(正本1部)
 - オ 様式第6号 会社概要書及び業務実績調書(10部：正本1部、副本9部)
※会社概要書については様式第6号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可能です。副本に関しては記載不要です。
※業務実績調書についてはドローン関連事業者について、過去5年間におけるドローンを活用した業務(実施中、受託中のものを含む)を記載してください。
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付してください。
 - カ 様式第7号 業務経費見積書(10部：正本1部、副本9部)
※補助対象経費については、要綱に記載のとおりです。

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載してください。

キ 様式第 8 号 使用する機体の性能等（10部：正本1部、副本9部）

ク 様式第 9 号 企画提案概要書（10部：正本1部、副本9部）

※ A 類型、B 類型により審査項目が異なりますので、必ず参加される類型の書式を使用してください。

※本業務の実施体制図及び工程表を添付してください。

ケ 様式第 10 号 操縦者等一覧表及び確認書（10部：正本1部、副本9部）

コ 任意書式 企画提案書（10部：正本1部、副本9部）

サ 参加資格確認書類（共同提案者分も含め各原本一部提出のこと）

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は登記事項証明書及び印鑑証明書のみ提出してください。

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

・印鑑証明書（代表者印）

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

・市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書

※発行日はすべて申請日から3か月以内であること

②提出方法 持参又は郵送

③提出期限 令和4年8月24日（水）午後5時までに必着

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付

※郵送の場合は、締切日に必着のこと。

④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課 担当 及川

⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出してください。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載してください。

必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

5 事業者選定

（1）選定方法

応募のあった提案業務は、プレゼンテーション審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が（3）「審査基準」に基づき、総合的に評価し、選定します。なお、応募多数の場合は書類審査を実施する場合があります。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行います。応募が1件のみであった場合は、書面審査のみとする場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、審査方法を変更する場合があります。

書類審査の実施及び結果は、合否を問わず、国家戦略特区推進課から応募事業者に通知します。ただし、合計点数が、選定委員会が定める基準点（合計点数の6割）を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合があります。

複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とします。この場合における補助額は、予算残額を上限額とします。

(2) プレゼンテーション審査について

○日時 令和4年8月末頃を予定 ※詳細は追って個別にお知らせします。

○場所 千葉市中央コミュニティセンター

○注意事項

- ・共同提案者も同席の上プレゼンテーションを行ってください。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料を使用することはできません。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、15分以内とします。(質疑応答を除く)
- ・プレゼンテーションには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができます。
(プロジェクターを使用する場合は、提案者にてPC本体を用意してください。)

(3) 審査基準

以下の基準により審査を実施します。

【A類型】

評価項目		評価の着目点	配点基準
基本方針		提案者の示す課題は明確かつ本補助金の趣旨と合致するか。	10
実施能力	実施能力	(ドローン関連事業者) 本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	30
	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているとともに、提案者と共同提案者との役割分担について明確に示されているか。また、適切な人員が配置されているか。	
	工程管理	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	
業務内容	先進性	業務内容は、先進性に優れているか。	60
	具体性	実施に向けた手順や方法が具体的に示されているか。また、安全管理の手法が明確か。	
	効率性	ドローン使用によるコスト低減や作業期間の短縮が期待できるか。	
	汎用性	本業務終了後も、同類の業務が市内等において継続的に実施される見込みがあるか。	

【B類型】

評価項目		評価の着目点	配点基準
基本方針		提案者の示す事業内容は明確かつ本補助金の趣旨と合致するか。	10
実施能力	実施能力	(ドローン関連事業者) 本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	30
	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているとともに、適切な人員が配置されているか。	
	工程管理	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	
業務内容	先進性	業務内容は、先進性に優れているか。	60
	具体性	実施に向けた手順や方法が具体的に示されているか。また、安全管理の手法が明確か。	
	社会受容性	多くの市民等が参加でき、ドローンに対する市民理解の促進が見込めるものとなっているか。	
	汎用性	本業務終了後も、同類の業務が市内等において継続的に実施される見込みがあるか。	

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合があります。

(5) 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合があります。

6 審査結果の通知

(1) 通知日 令和4年9月上旬(予定)

(2) 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知します。

7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

(1) 事業者要件を満たさない場合

(2) 本実施要領を順守しない場合

(3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合

(4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合

(5) 企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合

(6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8 その他

(1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。

(3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(5) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。